

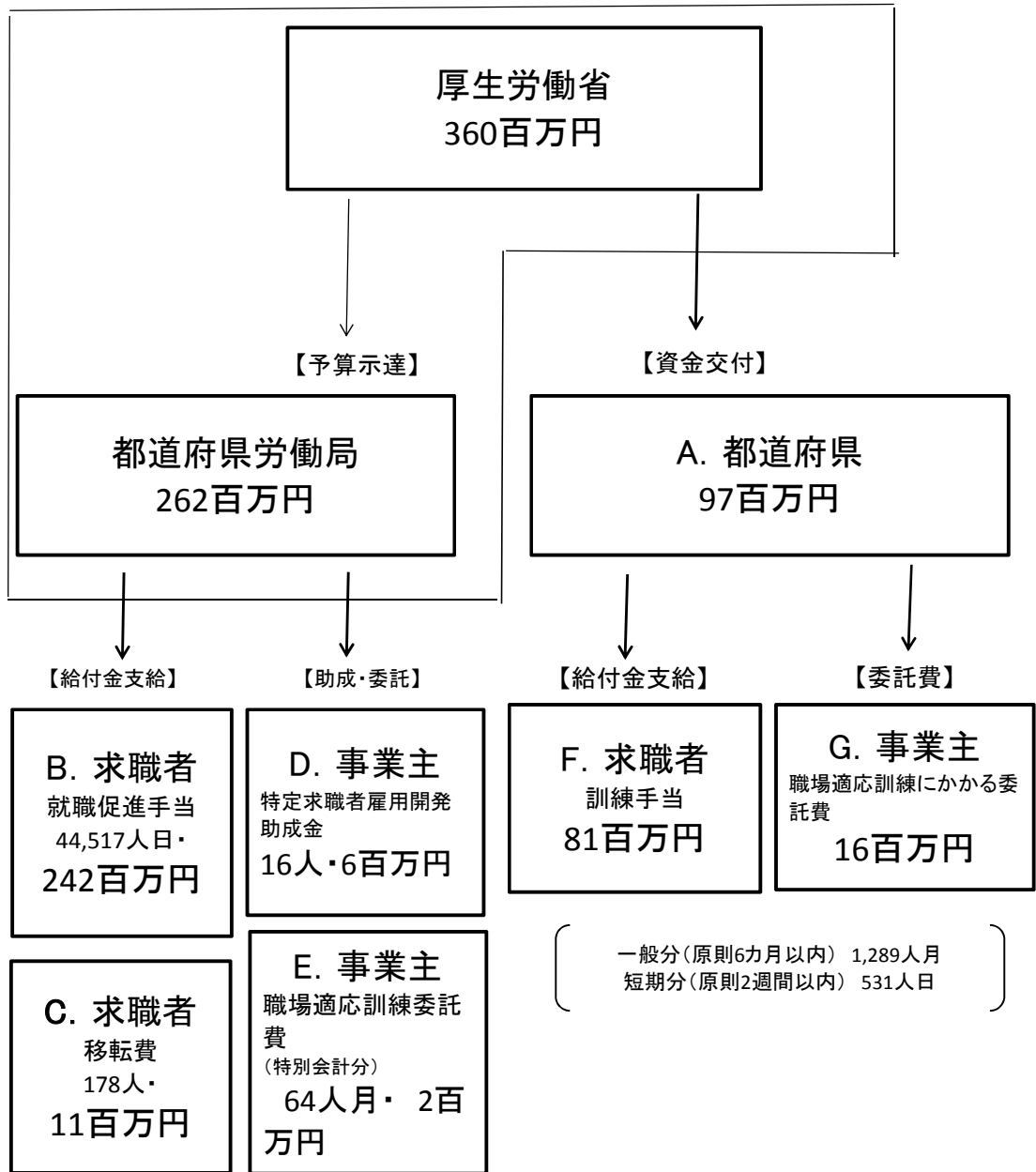
平成24年行政事業レビューシート（復興庁、厚生労働省）

事業名	職業転換給付金制度（復興関連事業）	担当部局	復興庁/厚生労働省職業安定局	作成責任者			
事業開始・終了（予定）年度	昭和41年度	担当課室	予算会計班/雇用開発課	統括官付参事官 尾関良夫（復） 雇用開発課長 水野知親（厚）			
会計区分	一般会計、労働保険特別会計雇用勘定及び東日本大震災復興特別会計	施策名	Ⅱ-1-3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る				
根拠法令（具体的な条項も記載）	雇用対策法第18条第1号から第6号、雇用対策法施行令第2条、雇用対策法施行規則第1条の4、同規則第2条から第6条、同令附則第2条及び雇用保険法第63条第1項第3号、雇用保険法施行規則第130条	関係する計画、通知等	—				
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。						
事業概要（5行程度以内。別添可）	(1)求職者に支給されるもの ①訓練手当（求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金）、②広域求職活動費（広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金）、③移転費（就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金）、 (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費（雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金）②職場適応訓練委託費（雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費）、③特定求職者雇用開発助成金（就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金） 注：(1)①及び(2)①は、都道府県実施事業 （※平成24年度は復興庁へ予算計上。厚生労働省において執行。） 詳細は別紙参照 ※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた執行額及び執行率を記載。						
実施方法	■直接実施 □業務委託等 ■補助 □貸付 □その他						
予算額・執行額 （単位:百万円）	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算			781（復興庁計上）	精査中	
		補正予算		390（厚生労働省計上）			
		繰越し等					
	計		390	781			
	執行額			360			
執行率（％）			33.3%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）	成果指標		21年度	22年度	23年度	目標値 （年度）	
	成果実績	％			82%	（72%）	
	達成度	％			117%		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）	活動指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	163件（職場適応訓練実施後事業所への就職件数） ※23年度予算については本予算と一体で執行しているため、復興のみの活動実績を把握することが困難。実績については、レビュー番号695と同様。	活動実績 （当初見込み）	件			163	—
					（602）	（533）	
単位当たりコスト	601,932円（円/件）	算出根拠	単位あたりコスト ＝ 平成23年度職場適応訓練実績額（98,115千円） ／ 就職決定件数（163件）				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	給付金	781	精査中	実績を踏まえ適切な水準とする			
	計	781	精査中				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災により離職を余儀なくされた激甚災害離職等の雇用の促進を図ることは重要な課題である
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本制度については、激甚災害離職者等の就職を促進するためにハローワークで行う職業紹介と一体的に実施する必要がある
	△	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	未曾有の大震災であったため、最大規模を見積もって補正予算を計上したが、支給が見込みを下回った。執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
資金の流れ、費目・用途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	妥当と判断し、当該コストの水準維持に努める
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	全て直接事業目的のために使われている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本制度(職場適応訓練)について、就職率は高く実効性の高い手段となっている
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	職場適応訓練については、就職状況に係る目標を設定し達成度は向上している
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう必要な見直しを行う
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	本制度は激甚災害離職者等の雇用の促進に役立っているが、予算と執行の乖離があることから、雇用のセーフティーネットとしての役割を踏まえつつ、より適切な執行率となるよう改善を検討していく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	

※金額は平成23年度実績(※23年度については本予算と一体で執行しているため、職業転換給付金制度全体の実

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について記載する。費 目と使途の双方で実情が分かる ように記載)	A.北海道			E.事業主		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	負担金	職場適応訓練実施企業への委託費の支出	5	委託費	職場適応訓練費として支給	
	負担金	職場適応訓練に係る訓練手当の求職者への支給	28			
	計		33	計		0
	B.求職者			F.求職者		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	給付金	就職促進手当として支給		給付金	職場適応訓練の訓練手当	
	計		0	計		0
	C.求職者			G.事業主		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	給付金	移転費として支給		委託費	職場適応訓練費として支給	
	計		0	計		0
	D.事業主			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	給付金	特定求職者雇用開発助成金、賃金の定額助成				
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	33		
2	徳島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	18		
3	沖縄県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	14		
4	福岡県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	5		
5	福島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	4		
6	茨城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
7	奈良県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
8	福井県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
9	佐賀県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		
10	宮城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2		

※平成23年度にかかる当該事業については、本予算と一体で執行しており、当初予算に計上したレビュー番号695と執行額を切り分けて把握することが困難なため、当初予算分を含めた支出先上位を記載。

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					